第五号書式及び第六号書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「補てん」を「補塡」に改める。

第六号の二書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第七号書式から第九号書式までの書式中「平成何年度」を「令和何年度」に、「平成何年度末現在」を「何年度末現在」に、「平成何年度間増減」を「何年度間増減」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十号書式中「平成何年何月分」を「何年何月分」に改める。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の四第一項の改正規定並びに第一号書式、第一号の二書式、第二号の二書式から第三号書式まで、第三号の五書式、第四号書式、第五号書式及び第六号書式から第九号書式までの改正規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、令和元年七月一日から施行する。

2　この規則中前項の規定により公布の日から施行される部分(第一号の二書式の改正規定中「平成何年４月から平成何年６月まで」を「何年４月から何年６月まで」に改める部分を除く。)に係る改正後の計算証明規則の規定は、令和元年度分以降の計算証明について適用し、平成三十年度分までの計算証明については、なお従前の例による。